

## 福井県警察職員懲戒取扱規程

平成 7 年 3 月 3 0 日  
福井県警察本部訓令第 1 1 号

改正

平成17年 3 月 10 日本部訓令第 7 号 平成28年 3 月 22 日本部訓令第 22 号 令和 5 年 7 月 27 日本部訓令第 26 号

福井県警察職員懲戒取扱規程を次のように定める。

福井県警察職員懲戒取扱規程

福井県警察職員懲戒取扱規程（昭和 2 9 年福井県警察本部訓令第 1 7 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、福井県警察職員の懲戒の取扱いに関し、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）、福井県職員等の懲戒の取扱いの手続および効果に関する条例（昭和 2 6 年福井県条例第 4 4 号）及び福井県職員等の懲戒の取扱いの手続および効果に関する条例施行規則（昭和 2 7 年福井県人事委員会規則第 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 福井県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する法第 3 条に規定する一般職の職員をいう。
- (2) 所属長 福井県警察本部の課長、所長、隊長及び警察学校長並びに警察署長の職にある者をいう。
- (3) 規律違反 法第 2 9 条第 1 項各号の一に該当することをいう。

（規律違反の申立て）

第 3 条 職員に規律違反があると認める者は、証拠書類又は証拠物（以下「証拠」という。）を添えて、書面により、本部長に規律違反を申し立てることができる。

（所属長の申立て）

第 4 条 所属長は、所属の職員に規律違反があると認める場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。この場合において、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、申立書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる証拠及び身上調査書（様式第 2 号）を添えて、本部長に懲戒手続に付すべき旨を申し立てなければならない。

- (1) 規律違反があると認める職員の聴取書又は始末書。ただし、当該職員が供述又は始末書の提出を拒んだときは、事実調査書

- (2) 関係人の聴取書又は陳述書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、職員の規律違反に関する証拠  
(監察課長の申立て)

第5条 監察課長は、職員に規律違反があると認める場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。この場合において、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、前条の例により、本部長に懲戒手続に付すべき旨を申し立てなければならない。

(監察課長の調査)

第6条 本部長は、第3条の申立てがあったときは、直ちに監察課長に職員の規律違反の調査を指示するものとする。

- 2 前項の指示を受けた監察課長は、直ちに事実関係を調査し、関係書類及び証拠を添付してその内容を報告するものとし、当該職員に規律違反があると認める場合において懲戒手続に付する必要があると認めるときは、第4条の例により、懲戒手続に付すべき旨を申し立てなければならない。

(福井県警察職員懲戒審査委員会の設置)

第7条 職員の規律違反について、懲戒処分の要否、懲戒処分の種別及び程度その他懲戒処分に関し必要な事項を審査するため、福井県警察本部に福井県警察職員懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員長及び4人以上の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、本部長をもって充てる。
- 3 委員は、部長、首席監察官及び課長のうちから本部長が命ずる。
- 4 委員長は、委員会の事務を総理し、審査を主宰する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、監察課において処理する。

(審査の要求)

第10条 本部長は、第4条から第6条までの規定による申立て(以下「申立て」という。)を受けた場合において、申立てに係る規律違反について懲戒処分を行う必要があると認めるときは、速やかに、委員会に対し、懲戒審査要求書(様式第3号)に証拠を添えて、当該規律違反についての懲戒処分の審査を要求するものとする。

(委員会の審査)

第11条 委員会は、前条の規定による要求があったときは、速やかに審査を行わなければならない。

- 2 委員長は、前項の審査を行うときは、懲戒手続に付すべき旨を申し立てられた職員(以下「被申立者」という。)に、審査通知書(様式第4号)により、所属長を経由して、審査を行うこと及び申立てに係る規律違反の内容を通知しなければならない。
- 3 委員会は、被申立者の所在を知ることができない場合においては、前項の規定による通知を、被申立者の氏名及び審査通知書をいつでも被申立者に交付する旨を福井県警察本部の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が被申立者に到達したものとみなす。

- 4 委員会の審査は、書面による。ただし、被申立者が口頭で意見を述べる機会を要求したとき、又は委員会が被申立者その他関係者にその知っている事実を陳述させる必要があると認めるときは、口頭による審査（以下「口頭審査」という。）を行うことができる。
- 5 委員会は、被申立者が前項の規定により口頭審査を要求したときは、第1項の規定にかかわらず、その要求のあった日から7日間は、審査を行わないものとする。
- 6 委員会の議事は、委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 第4項の審査について、緊急を要する場合等、委員長が認めたときは、持ち回りによる審査（以下「持ち回り審査」という。）を行うことにより、委員会を開催したものとし、みなす。
- 8 第6項の規程は、持ち回り審査について準用する。
- 9 委員会の審査は、公開しない。

（除斥）

第12条 委員長及び委員は、自己又はその親族の規律違反についての懲戒処分の審査に参加することができない。

（口頭審査の手続）

第13条 第11条第2項の通知を受けた被申立者は、口頭審査を要求するかどうかを、回答書（様式第5号）により、所属長を経由して速やかに回答しなければならない。

2 被申立者が第11条第2項の審査通知書の受け取りを拒み、又は前項の規定による回答をしないときは、口頭審査を要求しないものとし、みなす。

3 委員長は、口頭審査を行うに当たっては、速やかにその期日及び場所を決定し、口頭審査通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

4 口頭審査は、被申立者を出席させて行うものとする。ただし、被申立者が正当な理由がなく出席しないときは、この限りでない。

（証拠及び証人）

第14条 委員長は、必要と認める証人を出頭させ、関係者に対し証拠の提出を要求することができる。

2 被申立者は、証拠提出書（様式第7号）により証拠を提出することができる。この場合において、委員長が証拠を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 被申立者は、委員会の口頭審査の期日前3日までに、委員長に対し、証人要求書（様式第8号）により、証人の呼出しを要求することができる。

（委員会の勧告）

第15条 委員会は、審査の結果を勧告書（様式第9号）により本部長に勧告するものとする。

（懲戒処分の手続）

第16条 懲戒処分は、被申立者に対し所属長を経由して懲戒処分書（様式第10号）及び処分説明書（様式第11号）を交付して行う。

2 懲戒処分書及び処分説明書の交付は、当該文書を被申立者に手交して行うものとし、

被申立者から受領書（様式第12号）を徴するものとする。ただし、被申立者が当該文書の受取りを拒んだ場合においては、当該文書の交付は、被申立者の住所、居所その他被申立者が当該文書の内容を了知することができると認められる場所に当該文書を差し置いて行うものとし、被申立者が当該文書の受取りを拒んだ状況、当該文書を差し置いた日時及び場所、当該場所を適当と認めた理由その他必要な事項を記録しておくものとする。

3 被申立者の所在を知ることができない場合においては、懲戒処分書及び処分説明書の交付は、当該懲戒処分の内容を福井県報に登載して公示することをもってこれに替えることができるものとし、公示の日から2週間を経過したときに当該文書の交付があったものとみなす。この場合においては、被申立者の所在を知ることができなかった状況、公示した日その他必要な事項を記録しておくものとする。

4 第2項ただし書及び前項の場合において、被申立者の同居の家族で相当のわきまのある者がいるときは、その者に当該文書の写しを交付するものとする。

（監督上の措置）

第17条 本部長は、被申立者の規律違反の内容が軽微であることその他の理由により懲戒処分をする必要がないと認めるときは、監督上の措置（訓戒又は注意をいう。）を行い、又は所属長にこれを行わせることができる。

2 前項の規定による訓戒は、訓戒書（様式第13号）を交付して行うものとする。

（懲戒処分台帳）

第18条 監察課に懲戒処分台帳（様式第14号）を備え、懲戒処分の状況を明らかにしておくものとする。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月10日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月27日警察本部訓令第26号）

この訓令は、公布の日から施行する。

（様式省略）